

## 令和5年6月長野市議会定例会提出条例案について

総件数		6
内 訳	新規制定	0
	一部改正	6
	廃止	0

### 1 長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

担当課	文化スポーツ振興部文化芸術課、都市整備部公園緑地課			
理由	長野市芸術文化振興基金運営委員会を廃止すること及び長野市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を新たに設置することに伴い、改正するもの			
主な内容	(1) 市長の附属機関から長野市芸術文化振興基金運営委員会を除く。			
	(2) 市長の附属機関に次に掲げる委員会を加える。			
	名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
	長野市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会	市長の諮問に応じ、都市公園法の規定による公募対象公園施設に係る公募設置等指針及び設置等予定者の選定に関する事項について調査及び審議すること。	6人以内	2年
施行期日	(2) については令和5年7月3日、(1) については同年9月1日			

### 2 長野市職員の特殊勤務手当に関する条例及び長野市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

担当課	総務部職員課、消防局総務課
理由	新型コロナウイルス感染症に係る作業に関し、国家公務員及び長野県職員に支給される特殊勤務手当の特例が廃止されたことに準じて、本市職員に支給する特殊勤務手当の特例を廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	(1) 長野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規定を除く。 (2) 長野市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

	消防職員の特殊勤務手当について、(1)と同様の整備を行う。
施行期日	公布の日

### 3 長野市市税条例の一部を改正する条例

担当課	財政部市民税課、財政部資産税課					
理由	地方税法の一部改正等に伴い、改正するもの					
主な内容	<p>(1) 給与所得者は、扶養親族等申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した申告書に記載した事項と異動がないときは、当該申告書に記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した申告書を提出することができるものと定める。</p> <p>(2) 森林環境税は、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収するものと定める。</p> <p>(3) 新築から20年以上を経過したマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律による助言等を受けた管理組合の管理者等に係るマンション等であつて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に当該建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事が行われたものに係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税額について、当該工事が完了した年の翌年度分に限り、当該固定資産税額の3分の1に相当する額を減額するものと定める。</p> <p>(4) (3)の適用を受けようとする者は、(3)のマンションに係る(3)の工事が完了した日から3月以内に、納税義務者の住所、氏名及び個人番号等を記載した申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならないものと定める。</p> <p>(5) 納付すべき軽自動車税の環境性能割について不足額が生じた原因が、3輪以上の軽自動車の非課税等の適用に係る国土交通大臣の認定等を申請した者の偽りその他不正の手段により当該認定等が取り消されたことによるものであるときに、当該申請した者に当該不足額に係る軽自動車の取得者とみなして課する軽自動車税の環境性能割の額を次のとおり改める。</p> <table border="1" data-bbox="459 1675 1358 1870"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額</td> <td>当該不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額が生じた原因が、3輪以上の軽自動車の軽減税率の適用に係る国土交通大臣の認定等を申請した者の偽りその他不正の手段により当該認定等が取り消されたこと</p>		改正前	改正後	当該不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額	当該不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額
改正前	改正後					
当該不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額	当該不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額					

	<p>によるものであるときに、当該申請した者に当該不足額に係る軽自動車の所有者とみなして課する軽自動車税の種別割の額を次のとおり改める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該不足額に、これに 100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額</td> <td>当該不足額に、これに 100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	当該不足額に、これに 100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額	当該不足額に、これに 100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額
改正前	改正後				
当該不足額に、これに 100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額	当該不足額に、これに 100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額				
施行期日	公布の日。ただし、(2)、(5)及び(6)については令和6年1月1日、(1)については令和7年1月1日				

#### 4 長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部障害福祉課、こども未来部保育・幼稚園課
理由	指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等を条例で定めるに当たり従うべきこと等とされる厚生労働省令等で定める基準の一部が改正されたため、それぞれの条例で定める基準についても同様に見直すことに伴い、改正するもの
主な内容	<p>(1) 次に掲げる条例において引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の用語を整理する。</p> <p>ア 長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>イ 長野市指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例</p> <p>ウ 長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>(2) 長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正</p> <p>この条例中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。</p> <p>(3) 長野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正</p> <p>この条例において引用する学校教育法及び子ども・子育て支援法の条項を整理する。</p> <p>(4) 長野市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正</p> <p>この条例において引用する学校教育法の条項を整理する。</p>
施行期日	公布の日

## 5 長野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

担当課	保健福祉部福祉政策課	
理由	長野市社会福祉審議会の答申に基づき、福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）の支給対象者の範囲を拡大することに伴い、改正するもの	
主な内容	給付金の支給対象者の一部を次のとおり改める。	
	改正前	改正後
	乳幼児等 出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	子ども 子ども・子育て支援法に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
施行期日	令和6年1月1日	

## 6 長野市立学校設置条例の一部を改正する条例

担当課	教育委員会事務局学校教育課
理由	長野市立七二会小学校笹平分校を廃止することに伴い、改正するもの
主な内容	長野市立学校から長野市立七二会小学校笹平分校を除く。
施行期日	令和5年7月1日